

## 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針について

### 1 策定目的

厚木市の児童・生徒数は昭和 60（1985）年をピークに減少に転じ、以降は一時的に増加した期間はあるものの、おおむね減少が続いています。

また、市街地などの一部では児童・生徒数が増加している学校がある一方、郊外の学校では、児童・生徒数の減少が進んでおり、学校規模に偏りが生じています。

こうした児童・生徒数等の変化に加え、学校教育に求められる質や内容の変化、学校施設の老朽化、学校教職員の多忙化、また、昨今の新型コロナウイルスによる感染症拡大防止対策など、本市の学校教育を取り巻く環境は様々な変化が生じています。

こうしたことを踏まえ、本市教育委員会では、学校規模の偏りや学校施設の老朽化等がもたらす学習・教育環境や学校運営への影響、課題等を精査し、市立小・中学校における教育の公平性の確保やより良い教育環境の整備、更なる学校教育の充実を図るため、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「方針」という。）を策定するものです。

### 2 方針の対象

本市の全市立小・中学校

### 3 方針の位置付け

市の最上位計画である「厚木市総合計画」、市における教育振興のための施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」に基づき、市の教育行政の方向性に即した取組を進めるための方針になります。

なお、取組に当たっては、市のまちづくりや公共施設の最適化など、各種計画等との整合性を図りながら推進を図るものとします。